



コンパスウォーク掛川弥生 運営規程

通所介護・第1号通所事業

(事業の目的)

第1条 この規程は、リハプライム静岡株式会社が開設するコンパスウォーク掛川弥生（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、指定第1号通所事業（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態又は事業対象者）にある利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定第1号通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コンパスウォーク掛川弥生
- (2) 所在地 静岡県掛川市弥生町195

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 2人以上

介護職員は、利用者の車両への移乗・排泄等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（祝日含む）とする。ただし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 1 単位目 9 時 0 0 分から 1 2 時 0 5 分まで
2 単位目 1 3 時 3 0 分から 1 6 時 3 5 分まで

(指定通所介護等の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1 単位目 2 0 人、2 単位目 2 0 人とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。又、指定第 1 号通所事業を提供した場合の利用料の額は、各区市町村長の定める額とし、当該指定第 1 号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、各区市町村長の定める要綱上の額に負担割合証に記載の負担額を乗じた額とする。

- (1) 日常生活動作の機能訓練
- (2) 健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護
- (3) 送迎
- (4) 利用者及び家族等からの相談
- (5) 排泄等の介助及び援助

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- (1) 日常生活に要する費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意として重要事項説明書に署名（記名）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、掛川市、袋井市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって指定通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第 1 0 条 指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第 1 1 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 1 2 条 指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行う。

- 4 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

- 第13条 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（第1号通所事業にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止・身体拘束の指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
 - （5）利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - （6）身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は、指定通所介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

- 第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

（秘密保持等）

- 第16条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後も保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。
 - 4 事業者は、第7条の指定通所介護等の内容で提供するサービスを委託する場合において、個人情報の適切な取扱いに関する事項を委託契約の内容に含むこととする。

- 5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

（利益供与の禁止）

第17条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（認知症ケアについて）

第19条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

- （1）利用者に対する認知症ケアの方法等について、家族等に情報提供し、共に実践する。
- （2）利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行う。
- （3）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
- （4）定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（記録の整備）

第20条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。
- （1）通所介護等計画
- （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
- （3）利用者に関する市町村への通知に係る記録
- （4）苦情の内容等に関する記録
- （5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第21条 従業者の質的向上を図るため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年1回
- （3）認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とする。
- 2 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び従業者への周知、研修の実施等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はリハプライム静岡株式会社の代表取締役とコンパスワーク掛川弥生の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年 8月1日から改定する。



コンパスウォーク掛川弥生 運営規程

通所介護・通所介護相当サービス

（事業の目的）

第1条 この規程は、リハプライム静岡株式会社が開設するコンパスウォーク掛川弥生（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態又は事業対象者）にある利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 指定通所介護相当サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 コンパスウォーク掛川弥生
- （2）所在地 静岡県掛川市弥生町195

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）従業者

生活相談員 1人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 2人以上

介護職員は、利用者の車両への移乗・排泄等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

機能の減衰を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日まで（祝日含む）とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- （2）営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- （3）サービス提供時間 1単位目 9時00分から12時05分まで

2単位目 13時30分から16時35分まで

(指定通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位目20人、2単位目20人とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとする。指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。又、指定通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、各区市町村長の定める額とし、当該指定通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、各区市町村長の定める要綱上の額に負担割合証に記載の負担額を乗じた額とする。

(1) 日常生活動作の機能訓練

(2) 健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護

(3) 送迎

(4) 利用者及び家族等からの相談

(5) 排泄等の介助及び援助

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 日常生活に要する費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意として重要事項説明書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、掛川市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって指定通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要

な改善を行う。

4 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（通所介護相当サービスにあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止・身体拘束の指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

（5）利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

（6）身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、指定通所介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（秘密保持等）

第16条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後も保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

4 事業者は、第7条の指定通所介護等の内容で提供するサービスを委託する場合において、個人情報の適切な取扱いに関する事項を委託契約の内容に含むこととする。

５ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

（利益供与の禁止）

第１７条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１８条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（認知症ケアについて）

第１９条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

（１）利用者に対する認知症ケアの方法等について、家族等に情報提供し、共に実践する。

（２）利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応

変な支援を行う。

（３）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサービス事

業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。

（４）定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（記録の整備）

第２０条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２ 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

（１）通所介護計画

（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）利用者に関する市町村への通知に係る記録

（４）苦情の内容等に関する記録

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

第２１条 従業者の質的向上を図るため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修 採用後１か月以内

（２）継続研修 年１回

（３）認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とする。

２ 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び従業者への周知、研修の実施等の必要な措置を講じるものとする。

３ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

る。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はリハプライム静岡株式会社の代表取締役とコンパスワーク掛川弥生の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。